平成２４年（フ）第６９５８号
東京都新宿区納戸町35―102
破産者　重城　拓也
1　決定年月日　平成24年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６９７５号
神奈川県海老名市中新田３丁目５―48―102
破産者　齊藤　　浩
1　決定年月日　平成24年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６９９９号
東京都世田谷区砧７―１―３―101、住民票上の住所神奈川県足柄上郡開成町吉田島2806
破産者　小野　惠子
1　決定年月日　平成24年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７０１１号
東京都練馬区東大泉７丁目26―18―103
破産者　山口　哲朗
1　決定年月日　平成24年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７０３４号
千葉県千葉市若葉区桜木３丁目13―40―203
破産者　熊本　光則
1　決定年月日　平成24年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９１号
千葉県鎌ケ谷市くぬぎ山３丁目11番25号
破産者　有限会社堀製作所
1　決定年月日　平成24年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第９２号
千葉県鎌ケ谷市南初富５丁目７番29―108号
破産者　堀　　房雄
1　決定年月日　平成24年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第２４７号
千葉県松戸市中金杉４丁目67番地
破産者　株式会社ナネス
1　決定年月日　平成24年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第２４８号
埼玉県川口市西青木１丁目６番２号　青木耐火住宅ＲＡ棟　402号室、住民票上の住所千葉県松戸市中金杉４丁目67番地　ハウス城跡101号
破産者　千田　賢一
1　決定年月日　平成24年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第１１４号
静岡市駿河区西中原２丁目２番１号３Ｆ
破産者　医療法人社団静峰会
1　決定年月日　平成24年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１４０号
静岡市葵区呉服町２丁目３番地の１
破産者　アイドマ企画株式会社
1　決定年月日　平成24年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１５９号
滋賀県彦根市野田山町736番地の６
破産者　株式会社滋賀鈑金
1　決定年月日　平成24年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第１９８号
堺市西区山田１丁1162番地の８
破産者　井原商会株式会社
1　決定年月日　平成24年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１３３号
北海道伊達市元町６番地
破産者　有限会社松居北工業
1　決定年月日　平成24年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２４年（フ）第１３号
福井県鯖江市四方谷町四つ枝80の１
破産者　株式会社丸正工務店
1　決定年月日　平成24年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１２６３号
京都府木津川市相楽高下45番地ウエストポートＢ―505号
破産者　株式会社京伸
1　決定年月日　平成24年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１３３７号
京都市山科区音羽山等地36番地の９
破産者　ユニオン建設株式会社
1　決定年月日　平成24年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第４４２号
奈良市神殿町630番地の６
破産者　株式会社尽誠産業
1　決定年月日　平成24年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第７８号
愛媛県宇和島市本九島1377番地の６
破産者　住宝水産株式会社
1　決定年月日　平成24年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所宇和島支部

平成２４年（フ）第３６号
高知市南竹島町１番地12
破産者　日忠建設株式会社
1　決定年月日　平成24年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２３年（フ）第１９０号
広島県府中市土生町乙981番地、開始決定時の住所広島県府中市高木町1417番地１
破産者　中居酒店こと　中居　文夫
1　決定年月日　平成24年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係